

令和4年度 銚子市立高神小学校 学校いじめ防止基本方針

I いじめに対する本校の基本理念

1 基本的な考え

いじめは決して許されない行為である。しかし、いじめはどの学級・どの学校にも起こる可能性がある。本校では、どの児童にもいじめは起こり得る、という認識に立ち、いじめを見逃さず早期発見・早期対応ができるようにする。また、いじめが起らないようにするための未然防止に努め、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。）

3 いじめの態様や具体的な内容

(1) 態様

- ・反復性（相手が嫌がることを、複数回、継続して行っている。）
- ・同一集団（行為が常に特定の集団内で起こっている）
- ・立場の不对等（行為をする側に優位性がある）
- ・故意性（相手が嫌がっていることをわかった上で行っている）
- ・傍観者の有無（1対1ではなく、周りに傍観者がいる）

(2) 具体的な内容

- ・暴力、肉体的ないじめ（殴る・押す・ぶつかる・物でたたく・蹴る など）
- ・物質的ないじめ（物を隠す・落書きをする・取り上げる・壊す など）
- ・無視
- ・悪口、陰口、言葉によるいじめ（わざと言う・陰で言う など）
- ・性的ないじめ（脱がせる・触る・性別や身体的な特徴の悪口を言う など）
- ・物事の強要（万引きの強要・お金を盗ませる・他の誰かをいじめさせる など）
- ・SNS、ゲーム等でのいじめ（悪口・個人情報の扱い、金品に値する物のやり取りなど）
- ・勉強や行動の妨害
- ・間違った情報を伝える（噂を流す・わざと違う内容を伝える など）
- ・笑いのものにする（コンプレックスを刺激する など）
- ・その他（本人が苦痛と感じる行為）

II いじめ防止対策組織について

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめ防止対策委員会】

〈構成員〉	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭 ※構成員は協議内容や事案に応じて柔軟に編成する。 ・関係職員 ・スクールカウンセラーなどの関係専門機関
〈役割〉	①いじめ防止基本方針の作成と修正を行う。 ②いじめ防止に関する年間計画を作成し、実施する。 ③いじめに関する情報の収集をする。 ④いじめが起こった場合の初期対応と対応方針の決定をする。 ⑤いじめに関する研修を行う。 ⑥関係機関と連携する。
〈開催〉	年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

Ⅲ 年間計画について※随時、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
毎月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○友達アンケート・教育相談	
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策の共通理解 【職員会議】 ○SOSの出し方に関する教育【全校】	○学級ルールづくり ○いのちを大切にするキャンペーンの実施 ○「高神っ子の約束」の確認 ○相談窓口の周知	○いじめ防止対策方針の周知【保護者会】 ○いじめ防止基本方針の公開【学校HP】
5月			
6月			
7月	○全学級での道徳の授業公開 【授業参観】	○教育相談月間① ○情報モラル教室	○道徳の授業の公開 ○夏休みの過ごし方の確認【夏休みのしおり】
8月			
9月			
10月			
11月	○いじめに関する研修	○いじめ撲滅キャンペーン	
12月			○保護者との情報交換 【個人面談】 ○冬休みの過ごし方の確認【冬休みのしおり】
1月		○教育相談月間②	○学校評価の実施
2月			○学校評価の結果公開
3月	○成果と課題について ○いじめ防止基本方針の見直し 【いじめ防止対策委員会】		○春休みの過ごし方の確認【冬休みのしおり】

IV いじめの未然防止について

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。また、いじめの背景にある要因にも着目し、その改善を図り、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられるようにする。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、予防的な取組を計画・実施する。

1 学校全体としての取組

- (1) 道徳教育の充実による、生命尊重・思いやりの心の育成
 - ・ 思いやり、自他の生命、人権を大切にする指導の充実
 - ・ 千葉県が作成した、道徳教育映像教材の積極的な活用
 - ・ 道徳の時間の授業公開による、家庭・地域社会と連携した道徳教育の推進
 - ・ 豊かな人間関係実践プログラムの活用
- (2) 生徒指導の機能を生かした授業による、学級経営を充実
 - ・ 「わかる授業」「楽しい授業」を通じた児童の学び合いの保証
 - ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
 - ・ 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくり
 - ・ 児童の自発的、自治的活動が保証された、規律と活気のある学級集団づくり
 - ・ 正しい言葉遣いができる集団の育成
 - ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導と改善に向けた粘り強く毅然とした指導の徹底
 - ・ 月1回のアンケート調査や毎日の「欠席者情報」による、欠席・遅刻・早退の実態把握
- (3) 学校行事
 - ・ 友達との関わりを大切にしたい、人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施
- (4) 児童会活動
 - ・ 児童が、自分たちの問題として、いじめの予防と解決に取り組めるような児童会活動の充実
- (5) 学級活動の充実
 - ・ 話し合い活動を通じて、いじめにつながるような諸問題の解決を図ることのできる学級活動の充実
- (6) キャンペーンの効果的な活用
 - ・ 命を大切にするキャンペーン、いじめ撲滅キャンペーンの確実な実施と充実
- (7) 教員の研修の機会の確保
 - ・ いじめの理解や対応方法について、共通理解できる場の確保

2 職務別の取組

- (1) 管理職
 - ・ 全校集会などで、校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
 - ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に教育活動に取り入れる。

(2) 学級担任等

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりをする。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・担任による、学級経営の在り方についての定期的な見つけ直しをする。

(3) 養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(4) 生徒指導担当教員

- ・児童の様子について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等と連携し、情報交換を行う。

V いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが重要である。いじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知力を向上させる。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

1 いじめを発見する手立て

(1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り
(人間関係の変化やいじめの察知)

(2) 複数の教員の目による発見

- ・多くの教員による様々な教育活動を通じた児童への関わり
- ・教室から職員室へ戻る経路や児童トイレの利用などによる気になる場面の発見
- ・休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見

(3) アンケート調査（月1回）

- ・いじめも含めた「生活に関する調査」等の計画的な調査の実施
- ・学校全体でのアンケートの集計や分析

(4) 教育相談の充実

- ・定期的な面談（年2回）と必要に応じての教育相談の実施

(5) 相談担当職員の周知と相談ポストの設置

2 早期発見のための措置

(1) 管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめの相談を行うことができる体制の整備
- ・児童の悩みを積極的に受け止められる体制が、適切に機能しているかの定期的な確認

(2) 学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示する。

- ・休み時間の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
 - ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- (3) 養護教諭
- ・遅刻、早退、欠席など児童の様子について把握し、いじめの兆候をつかむ。
 - ・相談ポストの管理者として、相談がないか随時確認する。
 - ・相談窓口として、児童の相談に共感的な立場で聞く。
- (4) 生徒指導担当教員
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
 - ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
- (5) ネット上のいじめについて
- ・ネット上のいじめへの対応について、情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう。

VI いじめの相談・通報について

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為であることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

1 本人からの訴えには

- (1) 心身の安全を保証する
- ・「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、当該児童を全力で守る。
 - ・保健室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- (2) 事実関係や気持ちを傾聴する
- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。
 - ・事実関係を客観的に把握し、状況の聴取だけにならないように注意する。

2 周りの児童からの訴えには

- (1) 心身の安全を守る
- ・訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
 - ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える。

3 保護者からの訴えには

- (1) いじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように相談窓口の周知を図る。
- (2) 日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- (3) 保護者の気持ちを十分に理解して接する。

【相談窓口】

※相談ポストは、保健室前に設置する。

担当者	担任 教頭 教育相談担当 養護教諭 相談者が希望する職員	川口 敏夫 高瀬 睦美 日色 菜緒
相談方法	1電話による相談 2来校による相談 3相談ポストによる相談	

VII いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を発見した時に、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

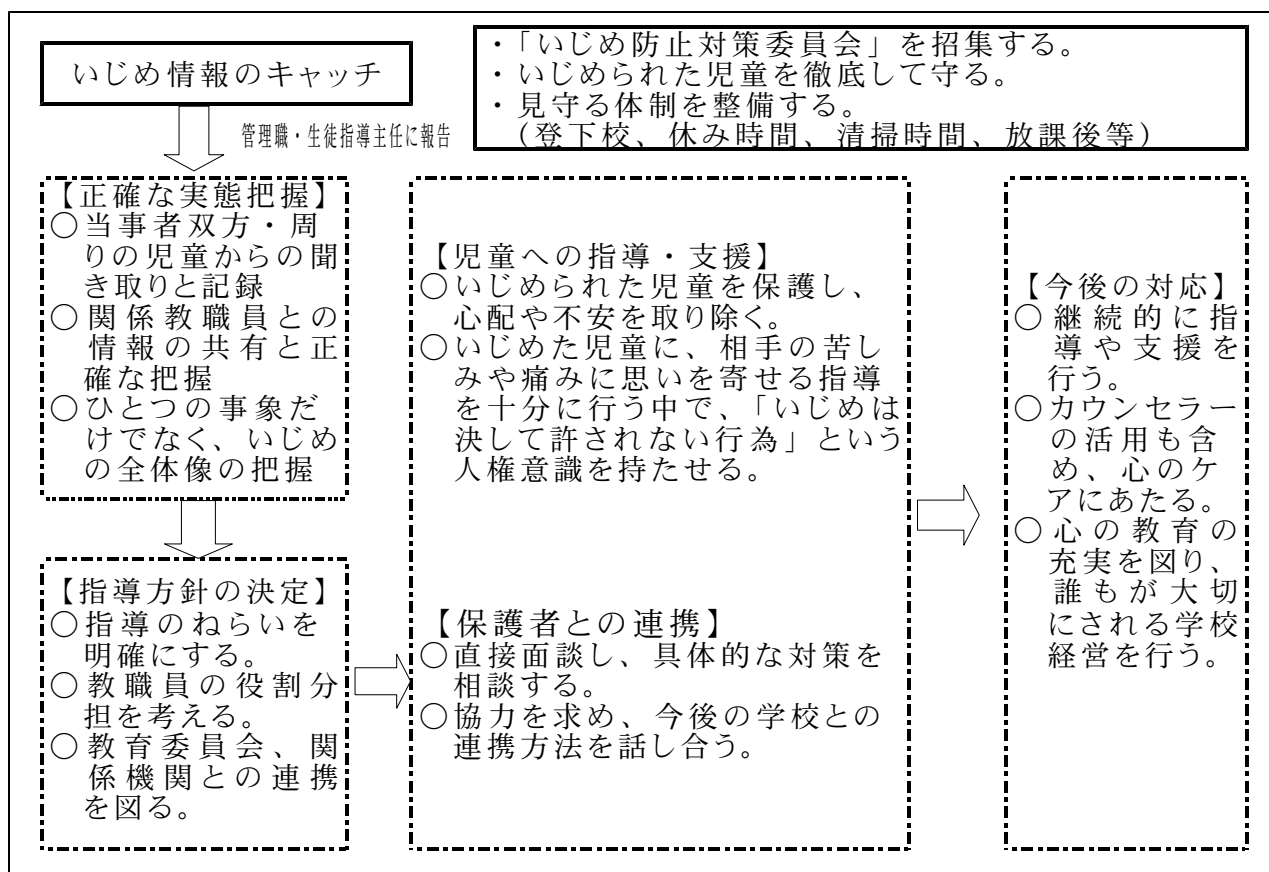
1 学級担任等

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) 児童の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。（複数の職員による対応）
- (3) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (4) 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に、かつ個別に聞き取りを行う。

2 組織の対応

- (1) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
 - ・ いじめられた児童や、いじめた児童への対応。その保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無の確認
- (2) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署等に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

3 いじめ対応の基本的な流れ



4 対応の各段階における留意点

段階	留意点
正確な実態把握	○正確で偏りのない実態調査 ○全体像の把握 ○管理職への速やかな情報伝達
指導方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導・支援	○加害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○加害者と被害者の融和
今後の対応	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

VII 指導について

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。校長は、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。

1 いじめられた児童に対応する教員

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

2 いじめた児童に対応する教員

- (1) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (3) いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (4) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (5) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

3 学級担任等

- (1) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (2) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解する。

4 組織の対応

- (1) 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (2) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) 指導記録等を確実に保存し、児童の進学や転級にあたっては、適切に引継ぎを行う。

5 保護者との連携

- (1) 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法についても話し合う。
- (2) いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (3) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 ネット上のいじめへの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。また、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、著作権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

※未然防止のために

- (1) 保護者会で伝えたいこと
 - ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
 - ② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
 - ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
 - ④ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば、躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談すること。
- (2) 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント
 - ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
 - ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
 - ③ 違法情報や有害情報が含まれていること
 - ④ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、別の犯罪につながる可能性があること
 - ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- (3) 早期発見・早期対応のために
 - ① 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
 - ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要となる。

IX 重大事態への対処について

1 重大事態の意味

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、銚子市教育委員会に速やかに報告する。
 - ① 学校内及び教育委員会への報告、連絡
発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長
校長→学校教育課長→教育長→市長
※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。
 - ② 一報後、あらためて文書により報告する。
 - ③ 必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。
 - ④ 学校いじめ対策組織の招集
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

X 公表、点検、評価について

- 1 学校いじめ防止基本方針を本校のホームページに公開する。
- 2 いじめを隠蔽や虚偽の説明をせず、措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、公表する。
 - (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- 3 評価を経て、年度末に学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。